

正改
小學
作
法
教
授
書

貳

館總書育教本日大	
室 五 第	
册 号	架 函
五	一
二	五

K121.1
2

小學作法教授書卷二

明治十七年四月二十日

松岡明義校閲

中野豊記 編輯
中澤 中

①

常々行儀を慎みて人の知らざる所なり

とも決して作法を修むべからば

行儀トハ總テ人ノ行為ヲ稱スルモノナレハ
假令他人ノ知ラサル所ナリ凡人若シ不作法
ヲ爲セハ即其身ノ不行儀ニシテ他人ノ面前
ニ於テ行ヒタルト毫モ差違アルナシ故ニ
人平生ハ怠リ易キモノナレ氏行儀好キ者ト

教授書 卷二

三

成ラント欲セハ必ス平生ヲ慎ム可シ
 人の知らざる所なる事として、常に作法を守
 らざる人は、行儀よき者と、いふこと能はず、
 前條ノ如クナルヲ以テ假令作法ヲ覺エタリ
 氏人ノ知ラサル所ナリトテ平生之ヲ守ラサ
 レハ決シテ行儀好キ者ト云フヘカラス且ツ
 常ニ作法ヲ行ハサレハ習慣自然ノ如クナル
 一ヲ得サレハ人ノ前ニ出テタル片勉ノテ之
 ヲ行ハントストモ決シテナシ得ヘキモノニ
 非ス故ニ又行儀好キ者トナル一能ハス

三

父母の器具ハ勿論假令兄弟の物たりとも
 妾に使用すべからば、
 人の器具を借らんとする時と必ズ其美
 諾を受くべし、

四

父ノ書籍又ハ手道具ノ類母ノ布片又ハ裁縫
 機械ノ類等凡テ父母ノ物ハ勿論假令兄弟姉
 妹ノ物ナリ氏其許可ヲ得サレハ決シテ使用
 スヘカラス況ヤ他人ノ物ヲヤ若シ借ラント
 欲スル片ハ丁寧ニ其由ヲ陳ヘ美諾ヲ受ク可
 シ故ニ其主ノ在ラスシテ美諾ヲ受ク可キ所

⑤

無キ物ハ何程之ヲ欲スルモ決シテ之ニ手ヲ
觸ルヘカラス

借りたるものは、大切に用ひ、用事終ら
バ速に之をかへしを要す。

人ヨリ物ヲ借ルハ當然ノ事ニ非ス故ニ人々
常ニ心掛ケ己ノ物ニテ用ヲ辨シ人ヨリ物ヲ
借ラサルヲ良トス然レモ若シ己ヲ得スシテ
借りタル時ハ殊ニ大切ニ取扱ヒ用終ラハ速
ニ之ヲ返シ久シク止ムヘカラス若シ毀損シ
タル時ハ或ハ之ヲ補繕シ或ハ之ヲ償ヒ懇ニ

⑥

其粗忽ヲ謝スヘシ

人の物を強て借らんと、乞ふべからば、

前條ノ如キヲ以テ人貸スヲ欲セサル片ハ
決メ之ヲ強フ可キモノニ非ス故ニ懇ニ其由
ヲ陳フルモ人之ヲ拒マハ強テ乞フヲナク又
其人ヲ恨ミ嫉ムヘカラス

⑦

人の物を羨みて、乞ふ之を乞ふべからず、
假令如何ナル物ニテモ人各其用アリテ所持
スルモノナレハ己好メハトテ之ヲ人ニ乞フ
可キモノニ非ス己若シ之ヲ要セハ父母ニ乞

フ可キナリ然レ氏人ノ所持スル物悉ク之ヲ
 得可キモノニ非サレハ父母ノ賜ハル物ヲ用
 ヒ決レテ人ノ物ヲ羨ミ乞フ可カラス妄ニ人
 ノ物ヲ羨ミ乞フハ啻ニ不作法ナルノミナラ
 ス此習慣若シ增長スル片ハ遂ニハ不良ニ陥
 ルモノナレハ最モ慎ムヘシ

⑧ 我物なりとも、妄ふ之を人ふ與へ又ハ人と
 易ふ處のらび、

假令己不用ノ物ナリトモ父母ノ命アルニ非
 サレハ恣ニ之ヲ人ニ與へ又ハ人ト易フヘカ

ラス凡テ物ハ妄ニ毀損セス又失フコナク大
 切ニ貯へ置キ始末ヨキ様ニ心掛クヘシ然レ
 氏父母ノ與ヨト命スルニ之ヲ惜ミテ速ニ其
 言ニ従ハサルカ如キハ又鄙吝ナル者ニシテ
 甚タ醜シ

⑨ 我より小きものより、妄ふ物を貰ふべ
 からば、

幼穉ノ者ハ如何ナル物ニテモ之ヲ乞へハ直
 ニ與フルモノナレ氏是全ク物ノ理ヲ解セサ
 ルニ由ルモノナレハ必ス父母ノ迷惑ヲ生セ

⑩

サル下少シ故ニ強テ乞フカ如ハ勿論假令彼ヨリ與フルモ決シテ之ヲ受ク可カラス道にて拾ひたるものハ必^レズ父母必^レ出^ル也

⑪

道ニ落チタル物ハ必ス其主アレハ之ヲ其人ニ返ス可キモノナリ故ニ物ヲ拾ヒタル時ハ何ニテモ直ニ之ヲ父母ニ出シ且ツ其時ト所トヲ告ケ決シテ之ヲ使用スヘカラス拾ヒタル物ヲ使用スルハ恰モ人ノ物ヲ奪フカ如シ書物ハ丁寧^ニ扱^フ或ハ破^リ或ハ汚^キ

てのらに

書物ハ己ノ讀ミテ身ヲ修メ知ヲ関クモノナレハ最モ大切ニ取扱ヒ讀書中若用事アリテ一時立ツキモ必ス之ヲ掩ヒ又讀ミ終ラハ能ク収メ置キテ之ヲ汚損セシメサルハ勿論破アラハ之ヲ繕ヒ雜アラハ之ヲ伸ヘ置キ文字ニ假名ヲ付シ書中ニ落書シ又指ニ唾付ケテ関ク等ハ決シテ為スヘカラス

⑫

書物玩具等常に置處を定めおくべし書物玩具ノ類ハ勿論總テノ物必ス其置所ヲ

⑬

定ノ置クヘシ若シ然セサレハ入用ノ時之ヲ
求ムルニ難ク且ツ紛失スルノ憂アリ

総ての器具常に大切ニ取扱ひ用ひ畢ら
ば元の處ニ收め置くべし

總テノ物之ヲ粗末ニ扱フ片ハ傷ヒ易ク之ヲ
散シ置ク片ハ失ヒ易シ故ニ之ヲ用フル片ハ
大切ニナシ用ヒ終ラハ元ノ處ニ收メ置キ常
ニ物持ヨキ様ニ心掛ク可シ

⑭

父母の愛する物ハ、ことふ心を用ふべ

總テノ物之ヲ大切ニナスハ勿論ノ事ナレ
父母ノ愛スル物ハ殊ニ心ヲ用ヒ器具ハ大切
ニ取扱ヒ草木ハ能培養シ畜類ハ懇ニ愛育ス
ヘシ

⑮

客ある時ハ、假令笑ハキことありとも決
して笑ふこと勿き

客アル時ハ他ニ可笑シキ事アリモ客ノ前ニ
ハ勿論カゲニテモ笑フヘカラス是或ハ客ノ
心ヲ煩ハス事モアレハナリ

⑯

兄弟争たむを、おすべし

兄弟爭ハ平生タリトモナス可カラスト雖客
 アル時ハ殊ニ之ヲ慎ムヘシ是齷ニ己ノ不行
 儀ヲ人ニ知ラシムルノミナラス客ニ對シテ
 不敬ナリ故ニ人ノ來ル片ハ謹ミテ静ニナス
 ヘシ

十七

障子襖なども、透間より、のぞくべからず、
 總テ人ヲ物ノ隙ヨリ窺フハ不作法ナレハ
 我家ニ來リタル人ハ勿論往來ノ人タリ氏決
 ノ窺ヒ見ル可カラス又人ノ家ヲ窺フハ固
 ク戒ムヘシ

十八

客の容態、言語等を評まぶか長尺
 人ニハ貧富幸不幸アリ又各其所好アリテ一
 様ナラサルモノナレハ假令客ノ容態言語等
 ニ於テ見又ハ聞キ慣レサルハアリ氏カケニ
 テ之ヲ評シ或ハ客ノ前ニテ耳語等ヲナス可
 カラス凡テ人ヲ評シ笑フハ甚シキ不敬ナ
 リ殊ニ女子ハ慎ムヘシ

十九

酒、又ハ飯などの出たる時ハ決して其室
 に入らざるべからば
 小兒ハ客有時其席ニ出ツ可カラス殊ニ食物

①

ノ出テタル時ハ慎ム可シ若シ食物ノアル席ニ出ツル片ハ假令己之ヲ欲セサルモ自ラ之ヲ羨ムニ似テ見苦敷モノナリ況ヤ父母ノ退ケト命スルモ尚去ラサル者ニ於テヲヤ給仕小出でたる時ハ食物に目を付け又ハ菓子などを乞ふべからん

給仕ニ出テタル時客ニ進メタル物又ハ席ニ在ル物等ニ目ヲ付ケ又ハ客ノ食スル口元ヲ守リ見ル等之ヲ羨ム様アルハ實ニ卑シクシテ醜キモノナリ況ヤ之ヲ乞フニ於テヲヤ若

②

シ斯ル片ハ客ハ之ヲ與ヘサルヘカラスシテ父母亦心ヲ煩ハシ饗應モ為ニ興ヲ減スルモノナリ故ニ固ク慎ムヘシ

若シ食物を與へらむとも其席あて食ふべからん

給仕ハ客ト席ヲ同シテ食スヘキモノニ非ス且ツ物ヲ食スル片ハ之ニ心ヲ奪ハレテ思ハス機會ヲ失ヒ給仕ノ間ヲ闕キ不敬ヲナスアルヘシ故ニ若シ物ヲ賜ハル時ハ給仕終ル片下ケテ食スヘシ

六二

往来にて土、石、或ハ雪等を投げ、又ハ棒を弄ぶべからず、

人ノ往来スヘキ處ニテ土石又ハ雪等ヲ投ケ棒ナトヲ振ル時ハ過チテ人ヲ傷クルトアリ又假令人ヲ傷クルニ至ラス尺土石ヲ人ニ投ケ中ツルトハ最モ不敬ノトナレハ斯ル戯ハ常ニナサ、ルヲ良トス

六三

道中に雪を積み、又ハ穴を穿つべからず、人ノ往来ス可キ所ニ雪ヲ積ミ又ハ穴ヲ穿チ又道中ヲ滑ルヘカラス是等皆人ノ妨碍トナ

六四

道に集りて、往来の妨をかまへべからず、

途中ニテ獨樂ヲ廻シ羽根ヲ衝キ凧ヲ揚ケテ遊フヘカラス總テ途中ニ集リ居ルハ當ニ人ノ妨碍トナルノミナラス已亦害ヲ被ルヘケレハナリ往来繁キ所ハ殊ニ注意スヘシ

六五

犬を打ち、又ハ、啗合すべからず、

假令畜類ナリモ亦生アル者ナレハ之ヲ苦シメ難マスハ道ニ非ス且各其主アレハ之ヲ打チ又ハ啗合スハ其主人ニ對シテ無禮ナリ

廿六

塀又ハ、圍等に、落書きすべからずハ
塀又ハ戸障子等ニ落書スルハ恰モ人ノ衣服
ヲ汚スカ如ク最モ惡キ戯ナリ故ニ如何ナル
處ナリ氏決シテ落書ハナス可カラス

廿七

田畑又ハ圍の中に入らざるべし
田畑ハ穀物野菜ヲ培養スル所ナレハ假令植
物ノアラサル時ナリ氏必ス踏ミ荒スヘカラ
ス殊ニ圍ハ人ノ其中ニ入ラサランコトヲ欲シ
テ作りタルモノナレハ庭園其他作事場等圍
ヲナシタル所ハ勿論繩ヲ張りタル所ハ決シ

廿八

テ其内へ入ル可カラス總テ人ノ許サ、ル所
ニ猥ニ入ルコトハ亂暴ノ所爲ト云フヘシ
妄ハ草木の枝を折リ、花を摘むべからず、
人ノ庭園又ハ公園等ニアル草木ハ勿論又假
令田野ニ在ルモノタリ氏妄ニ其枝ヲ折リ花
ヲ摘ミ實ヲ採ル等總テ其所爲恰モ盜賊ニ均
シク甚シキ不法ノ事ナレハ己何程之ヲ欲
ス氏決シテ手ヲ下ス可カラス

廿九

道路庭園等に、塵芥を、散すべからずハ
平生遊戯スル時無用ノ物ヲ集メテ道路庭園

等ニ投ケ散ラシ或ハ掃除ヲナセシ時其塵埃
ヲ道路庭園等ニ棄テ置ク可カラス殊ニ玻璃
又ハ瀬戸ノ破片ハ人ノ往来スヘキ處ニ棄ツ
可カラス

③ 供達の家に、行きたる時と、歸るときは、家
内の人に、拜禮すべし、

總テ人ニ逢タル時ト別ル、時ハ必ス禮ヲナ
ス可キモノナリ故ニ日々出入スル家ナリ氏
行キタル片ト歸ル片ハ必ス其父母兄弟等ニ
一々拜禮スヘシ若シ數人ヲ拜スル片ハ尊キ

人又ハ年長ノ人ヨリナスヘシ

④ 若し、食事、始まらんとする時ハ、速に、家
に歸るべし、

人ノ家ニ至リ食事ノ始マリタルニ物ホシキ
様ニテ其所ニ居ルハ不行儀ニシテ又無禮ナ
リ又假令人ノ家ニアラス氏人ノ食事セント
スルトキハ之ヲ避ケ其座ニ居ルヘカラス
衣服、手足などもの、汚きたる時ハ、其ま
家におあがるべからば、

過チテ手足ヲ汚シタル片ハ直ニ之ヲ洗ヒ若

世三

シ又衣服ヲ汚シタル片ハ速ニ家ニ歸リ父母
 ニ其由ヲ告ケテ之ヲ改ムヘシ衣服手足等ノ
 汚レタル儘家ニ上ルハ不作法ナリ又衣服手
 足等ノ垢付キ汚レ或ハ頭髮ノ亂レタル儘人
 ニ對スルハ皆無禮ナレハ平生能心懸ク可シ
 人ノ家ヨリ障子、襖などの透間をのぞ
 くべからば、
 座敷押入戸棚等總テ物ノ透間ヲ覗キ見ル
 ハ密ヲ窺フノ意ニシテ甚タ卑シキ事ナレハ
 平常ト雖モ爲ス間敷ナリ況ヤ人ノ家ニ行

世四

キタル時ニ於テヲ固ク慎ムヘシ
 総て器具は、妄に手を觸レ又ハ弄ぶべ
 からば、
 人ノ家ニ行キテハ其父母ノ許シナキ物品ハ
 決シテ弄フヘカラス況ヤ飾リタル物ヲヤ掛
 物屏風等之ヲ見ント欲セハ三尺程離レテ坐
 シ手ヲ着キテ見ルヘシ必ス近寄テ手ヲ觸ル
 可カラス

世五

人ノ家ヨリ行きてハ、帽子、襟卷等を座敷
 に、持入るべからば、

廿七

人ノ家ニ行キタル時帽子襟巻又包物等所持セハ之ヲ應接所ニ置クヘシ
席にありてハ、彼方、此方を見廻すべからむ、

席ニ在リテハ彼方此方ヲ見廻スハ其心慎ミサルニ由リテ不敬ナリ故ニ尊長ノ前ニハ其胸ノ邊ヲ見ルヘシ餘リ俛クモ宜シカラス

廿七

道具、食物等の善悪をいふべからば、

人ノ家ニ行キ汁器ノ惡シク食物ノ佳ナラサルモ決シテ言ニ出ス可カラス總テ人ヲ饗應スルハ物品ヲ以テスルモノニ非サレハ其善

惡ヲ言フハ啻ニ主人ヲレテ心ヲ傷メシムルノミナラス真ノ交情ヲ知ラサル者ニレテ却テ己ノ不作法ト云フヘシ

廿八

人の前めて欠又ハ伸などをあすべからば、

欠又ハ伸ハ人ノ放心シタル時ナス者ナレハ畢竟心ノ怠惰ヲ表スルモノナリ故ニ人ノ前ニ在リテハ事々ニ注意シ假初ニモ欠又ハ伸ナトナス可カラス又人ニ物ヲ學フ時ハ殊ニ慎ムヘシ

廿九

坐したる時ハ體を直くして、兩手を膝の上ニ置くべし、

男子ハ兩足ノ拇指ヲ重子膝ヲ少シク開キ女子ハ兩足ノ拇指ヲ衝キ合セ膝ヲ開カス背ヲ伸ハシ頭ヲ直クシ肩ヲ平ニシテ坐シ兩手ヲ膝ノ上ニ置クベシ尊長ノ前ニハ男女トモ兩手ヲ膝ノ兩脇ニ著キ少シ體ヲ俯スベシ但シ手ヲ著キタル片ハ肩ヲ聳スヘカラス

卅

足を横ニ出して、膝をくづくむこと勿れ、

坐シタル時或ハ足ヲ出シテ膝ヲ崩シ或ハ膝

卅一

ヲ動カシ或ハ足ヲ弄フ可カラス
起つふは、先づ、兩足を爪たで、徐じゆ小體をれとすべし、

起タントスルトキハ先ツ居敷ヲ浮メ兩足ヲ爪立テ居敷ヲ跟上ニ置キ兩手ヲ膝ニ取り腰ヲ据こエ下座ノ膝ヲ浮メ夫ヨリ徐ニ起ツ可シ立ちたるときハ體を直くして、兩手を股の上ニ著くべし、

卅二

頭ヲ直クシ肩ヲ平ニシ腰ヲ据こエ腹ヲ充テ胸ヲ張り膝ヲ伸ハシ兩手ヲ少シク外方ニ開キ

跟ヲ接シテ齊ヘ手ハ臂ヲ張ラス縮メス腋ヲ
少シ離ス心持ニテ左右ニ垂レ指ヲ密接シ掌
ヲ少シ凹マスル心持ニテ兩脇ノ縫目ヨリ少
シ前ニ輕ク著ケ眼ヲ面前七八尺ノ所ニ注ク
可シ

四三

坐まゝにハ先ヅ膝をのりきて後ち腰をす
くぐり、

立チタル儘ニテ右或ハ左凡テ上座ノ足ヲ少
シ引キ跪クニ從ヒ下座ノ膝ヲ揃ヘ兩足ノ拇
指ヲ重子テ腰ヲ据エ兩手ヲ股上ニ置ク可シ

四四

膝を長くお音を、出まこと勿き、

坐スル片一度ニ膝ヲ著キテ音ヲ出シ又ハ手
ヲ著キテ体ヲ前ニ屈シ又ハ體ヲ前後ニ動揺
スル等ノ一ナク姿容正シクナス可シ

四五

椅子によりたる時を體を正しくして兩
手と膝の上にお置くべし、

椅子ニ倚リタル片ハ體ヲ直クシ兩膝ヲ齊ヘ
足ヲ正シク地ニ著ケ兩手ヲ膝ノ上ニ置クヘ
シ或ハ及リカヘリテ後ニ倚リ或ハ腕ヲ組ミ
或ハ足ヲ組違ヘ又ハ組重子或ハ椅子ヲ斜ニ

㊦

シ或ハ之ヲ動揺スル等ノ事アル可カラス
椅子に、着くにハ下座の方めて、拜禮し、
静ふ進みて、腰をかぐべし、

貴人ニ對シ椅子ニ著クハ椅子ノ下座ノ方
ニ進ミテ先敬禮シ挨拶ノ上椅子ノ上ニ右又
ハ左ノ手上座ノ方ノ手ヲ懸ケ三足進ミテ著
椅スヘシ同輩以下ニハ直ニ椅子ノ前ニ進ミ
互ニ拜禮シ挨拶ノ上椅子ニ著キテヨシ

㊧

椅子を、もゝるゝ時ハ會釋して立ち、下座の
方ハ退き、拜禮して、還るべし、

貴人ノ前ニテ椅子ヲ離ル、片ハ先ツ會釋シ
テ椅子ノ前ニ立ち右又ハ左ノ手ヲ椅子ノ上
ニ懸ケテ下座ノ方ニ三足退キ拜禮シテ退ク
ヘシ同輩以下ニハ椅子ノ前ニ立ち其儘拜禮
シテ退キテヨシ

㊨

尊長の前ハ進ミ出るおも、両手を股小著
け、静ふ歩むべし、

坐シタル時進ミ出ツルニハ先ツ起キテ兩足
ヲ齊ヘ左或ハ右凡テ下座ノ足ヨリ踏ミ出シ
若シ尊長ノ前ニ跪キ或ハ坐スル片等ハ其跪

⑩

キ或ハ坐ス可キ處ニ至リ兩足ヲ揃ヘナカラ
 上座ノ足ヲ引キ跪ク可シ又檯トハ「テ」トハ「テ」
 以下之ノ上ニ物ヲ進メ或ハ立チテ禮スル時
 ニ效フノ如ク進ミ出テ其止マル可キ處ヨリ三
 尺程手前ニテ一旦足ヲ齊ヘ又下座ノ足ヨリ
 ニ足進ミ三足目ノ足ヲ揃フベシ
 歩むにハ腰をすゑて静ふ進むべし、
 歩ムニハ立チタル姿容ニテ跟ヲ浮メス爪先
 ヲ及ラセス膝ヲ折ラス體ヲ動かサズ早カラ
 ス遅カラス躊躇ナクスラスラト進ム可シ大

⑪

股ニ歩ミ又足音ヲ出スヘカラフ
 尊長の前より退く時ハ上座の方へは
 坐シタル時退クニハ先ツ兩足ヲ爪立テ右へ
 廻ルニハ左足ヲ左ノ方へ少シ倚セ右足モ之
 ニ從ヒテ倚セ而テ右ノ膝ヲ少シ上ケ左ノ膝
 ヲスリ倚セテ起チ右即チ下座ノ足ヨリ歩ミ
 出シ元ノ座ニ至リ左へ廻ルニハ右足ヲ左足
 ノ前ニ爪先ヲ左ニシ丁字ナリニ踏ミ左足ヲ
 直シ又右足ヲ直シ上座ノ足ヲ少シ引キテ坐

スヘシ左へ廻リ立還ル片ハ此及對ナリ又立
 チタル時退クニハ其儘ニ足引キ三足目ノ足
 ヲ揃へ右へ廻ル片ハ左足ヲ引キ爪先ヲ右ニ
 シ右足ノ左後ニ斜ニ踏ニ次ニ右足ヲ之ニ倚
 セ右足ヨリ歩ニ出ス可シ席ニ著ク一ハ座ス
 スル時ニ同シ左ニ廻ル片ハ此及對ナリ凡テ
 廻ル時ハ尊長ニ背後ヲ向ケサル様上座ノ方
 へ廻リ又後へ引ク時ハ上座ノ足ヨリシ歩ニ
 出ストキハ下座ノ足ヨリスヘシ以上ノ數條
 ハ幼童ヲシテ坐作進退ニ慣レ其姿容ヲ整正

(五二)

ナラシムル者ナレハ最モ能ク習熟セシムル
 ヲ要ス

火爐に入るにハ静ふ坐一又出づる時ハ跡
 をなほほまぶら

(五三)

火爐ニ入ルニハ先ツ坐シテ進ニ入り手ヲ高
 クシ蒲團ヲ肩ニ及ホス可カラス又出ツル時
 ハ少シク退キ跡ヲ静ニ押シ直シテ起ツ可シ
 足をおたをむるおも人の前ふ出まぶるか
 らは
 人ノ前ニ足ヲ出ス一ハ固ヨリ甚シキ不作法

三

ナリ火爐中ニテハ假令目ニハ見ヘス氏亦是
 為ス可キ一ニ非ス又他ニ人ナキ時ナリ氏火
 爐ノ中ヘ足ヲ出ス可カラス若慎マサレハ足
 ヲ火中ニ落ス一アル可シ
 火鉢にて、手をあたゝむるに、縁へ肱を、
 掛くべからば、
 火鉢ハ手ノ先ノミヲ煖ムル為ノ物ナレハ何
 程寒キ時ニテモ縁へ臂ヲ懸ケ又ハ袖ヲ以テ
 掩フ可カラス是啻ニ不作法ナルノミナラス
 衣服ヲ害フ一アレハナリ

五

朝起きたる時ハ必ず盥ひ嗽き髪を梳
 るべし、

朝起キ出テ、襯衣ヲ換フレハ直ニ洗手所ニ
 至リ水ヲ取り先ツ手ヲ洗ヒ口ヲ嗽キ面ヲ洗
 ヒ髪ヲ梳ル可シ面ヲ洗フニハ能ク眼ト耳ト
 ノ邊ヲ洗ヒ口ヲ嗽クニハ能ク齒ヲ洗フ可シ

五

寢所に在リてハ枕ををぐり、又ハ展轉
 すべからば、

五

寢所ふありて、物を食ひ、又ハ談笑ま
 べからば、

⑤

寢所ニ就キテハ物ヲ食セス又談笑セス能ク
枕ヲナシ體ヲ直クシテ静ニ卧シ或ハ展轉歎
側シ或ハ蒲團ヲ以テ面ヲ覆フコト勿レ是皆ニ
醜キノミナラス又衛生ニ害アリ故ニ幼少ノ
時ヨリ注意シテ寢像好キ様ニ心懸ク可シ
何程あまき時たうとも、観衣ハ必だ纏
ふるゝ、

暑中ニテモ寢ヌル時ハ必ス観衣ヲ著裸體ニ
テ卧ス可カラズ人若シ之ニ慣ル片ハ決シテ
堪ヘ難キモノニ非ス若シ観衣ヲ用ヒサル片

⑥

ハ其寢像ノ見苦シキハ勿論又冒寒ノ憂アリ
大なる物、重き物は、必ず、両手あて持つ
づゝ、

凡テ物ハ両手ニテ持ツヲ良トス殊ニ重キ物
ハ勿論輕クモ大ナルモノハ必ス両手ニテ持
ツヘシ之ヲ持ツニハ其形ニヨリ或ハ両手ニ
捧ケ或ハ片手ニ据エテ片手ヲ添ヘ手又ハ柄
ノアル物ニテモ片手ニテ提ク可カラズ

湯又ハ水などの入たる物を持つ時ハ其
中を見ておぼゆること勿れ、

⑦

卒

物ノ入タル物ヲ持ツ時ハ確ト持チ其中ニ心
ヲ付ケ或之ヲ動シ或ハ之ヲ傾ケテ其物ヲ覆
ス可カラス凡テ物ヲ持ツ片ハ充チタル物ハ
勿論及令空シキ物ナリ氏能ク心ヲ用フ可シ
土瓶、藥罐等を懸け、又ハ卸セ時ハ心を
用ひて、静おなまむと云べし、

幼少ノ時ハ土瓶藥罐等總テ火ノ上ニ物ヲ
懸ケ又ハ卸ストハ爲サ、ルヲ良トス若シ止
ヲ得サレハ心ヲ用ヒテ静ニ爲スヘシ若シ過
ツ片ハ灰ヲ飛ハシテ不作法ヲ爲スノミナラ

六

ス己又傷害ヲ受ク可ケレハナリ

物を持ちて、歩む時ハ能く、足あしを心こころに
くべし、

凡テ歩ム片ハ足元ヲ心付ク可キハ勿論ナレ
氏物ヲ持チタル片ハ殊ニ注意シテ静ニ進ム
可シ然ラサレハ或ハ物ヲ踏ミ或ハ蹶キ倒ル
、等ノ過ヲ爲スト多カル可シ

小學作法教授書卷ノ二終